

2020年度「勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請書」に係る道からの回答

要請項目	回 答
<p>1. SDGs（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援</p>	
<p>(1) 北海道におけるSDGsの推進</p> <p>① 道におけるSDGs推進にあたっては、地方創生としての側面だけでなく、SDGs本来の目的である「誰一人取り残さない」という観点から格差の是正・貧困の根絶に向けた対策を講ずる。</p> <p>② 政府がSDGs実施指針の優先課題のひとつとして掲げる「全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会」の実現のために、道においても、外国人や外国にルーツを持つ人々が地域の中で安心して暮らせるよう、人権・労働基本権の保障、交通インフラの整備、保健医療サービスへのアクセスの保障、教育の機会均等など多文化共生社会への転換をはかる。</p>	<p>○ SDGsの推進は、地域課題の解決に貢献し地方創生に資するとともに、将来にわたって安心して住み続けることができる地域社会の形成につながるものと考えております。（総合政策部政策局計画推進課）</p> <p>○ このため、本道におけるSDGs推進の基本的な指針となる「北海道SDGs推進ビジョン」では、「あらゆる人々が将来の安全・安心を実感できる社会の形成」を優先課題のひとつとして掲げているところです。（総合政策部政策局計画推進課）</p> <p>○ 道としては、知事を本部長とする推進本部の下、SDGsの理念や目標を各種計画へ反映するなどして、関連する施策を着実に実施するとともに、多様な主体の方々と連携・協力関係を深めながら、官民一体となってSDGsの推進に努めて参ります。（総合政策部政策局計画推進課）</p> <p>○ 多文化共生社会の形成に関し、道では、これまで（公社）北海道国際交流・協力総合センターが取り組む、地域社会に外国人を受け入れるための講演会などの多文化共生啓発事業を支援するとともに、道内各地で多文化共生に係る地域研修会を開催し、市町村職員や地域住民の方々に対し、国や道の施策説明や国内の先進事例を紹介するなど、理解促進に向けた取組を進めているところです。（総合政策国際課）</p> <p>○ また、本年8月には、北海道外国人相談センターを開設し、道内在住の外国人からの人権、労働、保健医療、教育を含む様々な相談に対し、ワンストップかつ多言語で対応できる体制を整備したところです。（総合政策国際課）</p> <p>○ 引き続き、本年3月に道が策定した「外国人材の受入拡</p>

大・共生に向けた対応方向」に掲げている、外国人の方々を地域社会の一員として受け入れ、互いの文化や生活習慣を理解・尊重し、共に生きていく多文化共生社会の形成に向けて努めてまいります。(総合政策国際課)

(2) 道による協同組合支援の強化

「労働者協同組合法」の法制化に関する道内自治体議会での意見書採択は、道議会をはじめ 64 の自治体に及んでおり、持続可能な社会づくりに向けた協同組合の役割発揮への期待は高まりつつあり、政府はもとより道においても、協同組合の支援をより一層強化する。

道は、協同組合が持続可能な地域づくりに貢献できるよう、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討を進め、協同組合支援を強化する。

(3) 地域における協同組合の育成・発展に向けた地域住民への周知・啓発

道として、広く地域住民へ向けて協同組合の歴史・役割等を周知・啓発するとともに、協同組合の育成・発展のための研修会等を開催する。

(4) 地域における就労創出と住民自治を促進する「協同労働の協同組合」の育成・支援

道は、超党派の国会議員らによる「労働者協同組合法」の早期制定へ向けた動きが加速する中で、「協同労働の協同組合」の果たす役割を重視し、その育成・支援を

○ 協同組合は、一定の地域や関係業種における人と人とのつながりにより共に助け合い、共に知恵を出し合って運営することを本旨としており、農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法、消費生活協同組合法などの各個別法の規定に基づき設立されており、現状、道では各所管課が、設立認可や指導監督などを通じて個別に関係の協同組合等と関わりを持ちながら、育成・発展に努めているところです。(経済部労働政策局雇用労政課)

○ 「協同労働の協同組合」に関し、働く人々や市民がみずから出資をし、自分達で経営し、責任を分担しつつ、人と地域に役立つ仕事を生み出すという働き方が広まりつつありますが、法的整備が十分でないことから、その内容が明確になっていません。(経済部労働政策局雇用労政課)

○ 道といたしましては、協同労働についての法的枠組みが整理され、このような働き方が広がることで、新たな雇用の場を生み出す契機となるものと期待をしているところであり、今後とも、国などの動向の把握に努めてまいりたいと考えております。(経済部労働政策局雇用労政課)

<p>充実させることを検討するとともに、コミュニティにおける就労と事業化を促進するための政策を具体的に推進する。</p> <p>(5) 持続可能な地域づくりに向けた非営利・協同組織と自治体・行政との協働関係の充実</p> <p>道は、持続可能な地域づくりのために、非営利・協同組織との関係を、単なるコスト削減や下請け型の業務委託ではなく、目的や基準（公正労働基準）を明確にした上での対等なパートナーシップにもとづく協働の関係へと再編成する。そのため、地域福祉の向上と住民自治の促進をはかる目的で、指定管理者制度などの公共サービスを支え充実させるための制度・政策を総合的に見直し、充実させる。</p>	
<p>要請項目</p>	<p>回 答</p>
<p>2. 大規模災害等の被災者支援と復興・再生および防災・減災対策の強化</p>	
<p>(1) 被災者・避難者への生活支援</p> <p>道は、昨年発災した「北海道胆振東部地震」および「東日本大震災」の被災地から道内各市町村へ避難している方々への支援策をいっそう強化するとともに、以下の取り組みを行う。</p> <p>① 道は、各振興局に対して、管内市町村との連携を密にするなかで、被災者・避難者の生活、住居、就労、医療・福祉等に関</p>	<p>○ 振興局は、地域の実情に応じながら、地域防災計画の見直しや避難所の指定など市町村の地域防災力向上に向けた助言を行ってきているところであり、本庁としても引き続き振興局の相談体制の充実が図られるよう支援してま</p>

するきめ細やかな情報提供や総合相談体制を強化するよう指導する。

② 被災者生活再建支援制度の拡充について、とりわけ半壊世帯に対する支援金は、当該家屋を解体しない限り受給対象とならないことから、半壊世帯への支給が可能となるように、制限の撤廃を国へ要請する。また、本制度の内容について広く道民へ周知徹底をはかる。さらに、本制度を補完する道としての支援制度について検討を行う。

③ 近年、復興住宅での高齢者の孤独死が増えていることから、入居者の孤立化防止の観点から、相談員による見守り・相談などの寄り添い支援を充実させるためにも、既存コミュニティや自治会、社会福祉協議会やNPO等の支援団体との連携強化をはかり、引きこもり防止に向けた対応を進める。

(2) 今後の道内における災害対策

道は、突発する自然災害に備え、以下のとおり防災・減災対策

を行います。

加えて、本庁においても、幹部職員が市町村に直接出向き、関係部局と連携の上、防災対策に関し様々な相談を受け助言を行う「地域防災ミーティング」を実施し、市町村への支援をおこなってまいります。(総務部危機対策局危機対策課)

○ 被災者生活再建支援制度については、家屋を解体しない半壊世帯まで支給の範囲を拡大すること、また、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すことを、全国知事会を通じて国に要望しているところです。

引き続き、制度の拡大の実現に向けて、国に働きかけてまいります。

なお、本制度の対象となる災害が発生した場合には、本制度の適用状況や概要等を道のホームページに掲載して周知を図っております。(総務部危機対策局危機対策課)

○ 道では、高齢者や障がいのある方など、地域の要援護者の方々の見守り体制の充実に向け、ライフライン事業者や新聞、住宅関連などの民間事業者等と「地域での見守り活動連携会議」を毎年開催し、地域における好事例などについて情報共有を図るほか、民間企業と包括連携協定を締結し、官民協働による地域の見守り支援に向けた取り組みを行っているところです。(保健福祉部福祉局地域福祉課)

○ 今後とも、こうした場を活用するなどし、被災地における状況なども共有しながら、市町村や福祉関係者、民間事業者等とのより一層の連携のもとで、必要な方策を協議するなどして、安心して暮らすことができる地域づくりが進むよう取り組んでまいります。(保健福祉部福祉局地域福祉課)

を検証し、遅延もしくは不十分な点が認められる場合は、その実現に向けて最善を尽くす。

① 災害時の災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化に加え、老朽化した学校設備等の危険個所の点検を徹底する。

② 災害時に手助けが必要な高齢者や障害者、外国人などの迅速な避難が優先されるよう、改正災害対策基本法にて各市町村に義務付けられている避難行動要支援者の名簿の作成を徹底する。

③ 学校教育における防災教育や避難訓練の充実を図り、避難対策等を徹底する。

○ 道立学校においては、校舎等の耐震化、屋内運動場等における吊り天井等の落下防止対策、吊り天井等以外の非構造部材の耐震点検・耐震対策について、いずれも実施率100%となっています。今後も、災害による重大な事故発生の未然防止のため、学校施設の点検及び対策について適切に対応するよう努めてまいります。(教育庁総務政策局施設課)

○ 防災拠点となる公共施設の耐震化を図るうえで、緊急防災・減災事業債は非常に有利な財政支援制度であるが、令和2年度までの時限措置とされていることから、制度の恒久化や要件緩和などの起債制度の拡充について、全国知事会とも連携しながら、引き続き国に対し要望してまいります。(総務部危機対策局危機対策課)

○ 道では、これまで、道内市町村に対し、様々な機会を通じて避難行動要支援者名簿の作成を促してきたところであり、平成29年3月には、全ての市町村で作成が完了したところです。(保健福祉部総務課)

○ 実効性のある避難支援を行うためには、名簿の作成はもとより、地域の実情を踏まえつつ、名簿情報を関係者で共有し、適切に活用していくことが重要であることから、道としては、今後とも、市町村の取組状況の把握に努め、必要な支援を行ってまいります。(保健福祉部総務課)

○ 近年、本道においても、北海道胆振東部地震の発生など、大きな地震や記録的な豪雨等による甚大な被害が発生しており、各学校や教育委員会において、児童生徒等への防災教育や防災体制のより一層の強化・充実を推進することが重要であります。(教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課)

○ 道教委では、「北海道実践的安全教育モデル構築事業」において、公開授業や保護者への引き渡し訓練の実施など、児童生徒が自然災害等について理解を深め、災害時に

安全に行動できるよう、防災教育モデルを構築・普及してきました。(教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課)

○ また、地震・津波・気象等の発生時の適切な行動を学ぶ防災教育啓発資料「学ん DE 防災」を、各小・中・高等学校に配布して、児童生徒が自ら命を守り抜くための「主体的に行動する態度」や、「災害後の生活や復旧等の支援者となる意識」を身に付けることができるよう、各学校を支援してきたところです。(教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課)

○ さらに、今年9月に札幌市で開催し、世界43カ国の高校生が参加した「世界津波の日」高校生サミットについて、各管内で実施した「学校安全推進会議」の場を活用し、サミットから得られた成果を周知するなど、防災教育の意識啓発に努めているところです。

○ 各学校においては、小学校で津波を想定し、地域のハザードマップを活用して安全な避難経路を確認する避難訓練を実施したり、中学校で地域の協力の下、避難所運営を模擬体験したりする学習を行うなど、特別活動や総合的な学習の時間において、地域や関係機関と連携した体験的な取組を行っているところです。また、高等学校では、小学生を誘導しながら行う避難訓練などを実施し、地域社会と連携した取組を行ってきたところです。(教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課)

○ 今後は、学習指導要領において、防災教育の充実が求められていることから、各学校で、児童生徒や学校、地域の実態及び児童生徒の発達の段階を考慮した防災教育を実施するとともに、各市町村教育委員会が主体となり、知事部局と連携して、全ての学年の授業で防災について学ぶ1日防災学校を実施するなど、学校、地域、関係機関が連携して取り組む防災教育の推進・充実に努めてまいります。(教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課)

④ 住民や企業に対し、大地震および台風・大雨による水害や土砂災害など今後想定される大

○ 道においては、地震の発生を想定して身を守る安全行動を促す「北海道シェイクアウト訓練」を、住民や企業に参加を呼びかけ全道一斉に実施しているほか、市町村防災訓

<p>規模災害に備えた避難訓練や防災教育等の啓発活動を強める。</p> <p>⑤ 胆振東部地震での復旧・復興へ向けた諸施策の取り組みから得た教訓や反省を踏まえて、「北海道防災対策推進計画」に依拠して策定された 2019 年度の「北海道強靱化アクションプラン」については厳格な実行対応を求める。</p>	<p>練の支援、ホームページ・Facebook・広報紙・ラジオ等を活用した防災に関する情報発信を行うとともに、地震・津波や暴風雪が発生した際にとるべき行動を示したマンガを学校や各種イベント等あらゆる機会に配布しているところです。さらに、小中学生に対しては、授業を通して避難行動や備蓄等の重要性を学ぶ「1日防災学校」を実施するなど、地域全体の防災意識の向上に取り組んでおり、今後、こうした取組を充実させてまいります。（総務部危機対策局危機対策課・教育庁総務政策区局施設課）</p> <p>○ 道では、平成 27 年 3 月に「北海道強靱化計画」を策定するとともに、「防災対策推進計画」に掲げる防災・減災に関する施策の効果的かつ効率的な施策推進の観点から、平成 30 年 3 月に防災対策推進計画を強靱化計画に統合し、本道の強靱化と防災力向上に向けた取組の一体的な推進を図ることとしたところです。（総合政策部政策局計画推進課）</p> <p>○ また、本道の強靱化の推進に当たっては、毎年度、具体的な施策の推進方策を示す「北海道強靱化アクションプラン」を策定しており、2019 年度は、昨年の胆振東部地震災害の検証結果なども踏まえながら、住宅・建築物等の耐震化や地域防災活動、防災教育の推進など、ハードとソフトの両面から強靱化に向けた施策を着実に推進しています。（総合政策部政策局計画推進課）</p>
--	--

要請項目	回 答
-------------	------------

3. 格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化

<p>(1) 教育の機会均等 ～ 奨学金制度等の拡充・改善について</p> <p>① 北海道をはじめ全国各県の労福協が、2018 年に行った「奨学金や教育費負担に関するアンケート調査」の結果では、道内に居住する 39 歳以下の日本学生支援</p>	<p>○ 国においては、令和 2 年 4 月から、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯を対象に、大学等の授業料及び入学金を減免し、給付型奨学金を大幅に拡充する高等教育の修学支援新制度を実施することとしておりますが、道では、これまで、全国知事会を通じて、高等教育に係る教育費の負</p>
--	--

機構利用者」のうち、学生時代に「利用した」との回答が 54%を占めており、現在の返済状況と今後の返済不安について質した設問にも、約 62%の人が「不安である」と回答しています。

したがって、道は、国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに、国による給付型奨学金制度のさらなる拡充をより積極的に働きかけるとともに、経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充をはかる。

- ② 北海道労働金庫が、2017 年 10 月より取り扱いを開始した「奨学金借換ローン」が、2019 年 9 月末までで 303 件、737 百万円の融資額となっていることから、奨学金借入者の社会へ出てからの返済負担が重くのしかかっていることが推察される。したがって、道は、国の奨学金制度を補う観点から、すでに全国 32 府県において地方企業に就職した場合に奨学金の返還を支援する仕組みについて導入・実施している実情を踏まえて、道独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給、奨学金返済への支援等の制度創設（充実・改善）を検討・実施する。

- ③ 道内高校生を対象とした国の補助事業を活用した給付型奨学金について、2020 年度は 2019 年

担軽減のため、奨学金の給付額の引き上げ、運用方法の弾力化など、制度の充実について要望してきており、引き続き、知事会とも連携して、国に対して要望してまいります。

（総合政策部政策局総合教育推進室）

- また、道では、大学等への修学意欲や能力があるにもかかわらず、経済的理由等により修学困難な方々が、自らの進路を決定するに当たり、奨学金などの修学支援制度について十分理解し、また、返還についての相談ができる窓口などを知ることができるよう、国の修学支援制度や奨学金返還の相談窓口などの情報をまとめた「大学等修学のための経済的支援の手引き」を「大学等修学のための経済的支援情報サイト」に掲載し、修学に係る支援制度の周知に努めているところです。（総合政策部政策局総合教育推進室）

- 奨学金の返還支援については、本道における就業環境などの状況から人材が札幌圏に集中する可能性があることや、既に実施している他府県においても、申請者数が伸び悩んでいることなど、様々な課題がみられていることから、現在、国で進められている効果検証なども注視しながら、今後の対応などについて引き続き検討してまいります。（総合政策部地域戦略課）

- 国においては、令和 2 年 4 月から、真に支援が必要な低所得世帯を対象に、大学等の授業料及び入学料を減免し、給付型奨学金を大幅に拡充する高等教育の修学支援新制度を実施することとしています。

道では、現在、関係部局により構成している庁内会議において、国の制度の運用状況や課題などを踏まえながら、道としての修学支援のあり方などについて、検討を進めています。（総合政策部政策局総合教育推進室）

- 道では、平成 26 年度から、高校生等の授業料以外の教育費に必要な経費の負担を軽減するため、国の補助制度を活用した、返済を必要としない給付型奨学金制度を創設

度の予算額を上回る措置を講ずる。合わせて、返済困難者に対する相談体制や救済措置をさらに拡充する。

- ④ 公立大学の授業料等を引き下げるための具体的な施策を講じること。また、「大学等における修学の支援に関する法律」施行に伴う新制度の実施により、これまで公立大学が行ってきた授業料減免が縮小・後退しないよう、道として必要な措置を講ずる。

(2) 生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備

- ① 改正生活困窮者自立支援法(2018年10月1日施行)に定められた基本理念に基づき、社会的

し、以降毎年給付額を増額するなど、制度の拡充に努めてきたところです。

また、公益財団法人北海道高等学校奨学会を通じ、経済的な理由により修学が困難な高校生に対して無利子の奨学金の貸し付けを行い、病気やけが、生活保護の受給などにより返済が困難となった場合は、返還の猶予の相談に応じるとともに、心身が不自由となったことなどに伴い、労働が困難となった場合等においては、返還の免除を行うなどの救済措置を講じてきたところです。(総務部学事課)

- 今後とも、奨学金制度等の財源措置の拡充について国に要望するなど、修学環境の整備に努めてまいります。(総務部学事課)

- 札幌医科大学の授業料については、公立大学法人である札幌医科大学において、文科省が定める授業料等の「標準額」に準拠し、学内規定に基づき定めているところです。(総務部法務・法人局大学法人室)

- これまで、札幌医科大学では、経済的理由により修学の機会が損なわれることなく、地域に貢献できる医療人をより多く育成するため、独自の奨学金制度を設けてきたところでありますが、新たな修学支援制度の導入後も、これまで行ってきた奨学費の取り扱いを継続し、新制度では対象外となる学生に対して減免を行うこととしており、道としても引き続き授業料減免分について、必要な財政支援に努めてまいります。(総務部法務・法人局大学法人室)

- 道では、改正法の趣旨及び目的等について、速やかに関係機関に通知し、全道担当者会議により周知したところですが、引き続き、研修などの機会を捉えて、生活困窮者自

孤立や経済的困窮などの複合的な課題を抱えて支援を必要とする人たちに対し、生活困窮者自立支援制度が着実にその役割と機能を果たすよう、改正の趣旨及び目的について関係者や道民への周知・啓発を徹底する。

② 支援が必要な人たちをできるだけ早期に適切な支援につなげ、断らない相談を実践するため、引き続き十分な支援員等の人員配置や体制整備を行うとともに、そのために必要な予算を確保する。

③ 就労準備支援事業、家計改善支援事業については、改正法で努力義務化されたことに伴い、3年間の集中的な取り組み期間において、道内全ての自治体において両事業が完全に実施されることを目指して取り組む。

また、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業を含め、各任意事業の実施率を高めつつ、自治体間格差を是正し、全体的な底上げをはかる。

④ 改正法により、道による市等への支援事業が創設され努力義務化されたことを受けて、道としての役割やイニシアティブを発揮し、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなどの支援を強化する。とりわけ、家計改善支援など専門性が求められる事

立支援制度についての周知を図ってまいります。(保健福祉部福祉局地域福祉課)

○ 相談員・支援員については、改正法により、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行うために必要な人員を配置することが努力義務化されたことを踏まえ、適正な処遇が図られるよう、国への要望を含め、必要な予算の確保に引き続き努めているところです。

また、支援員等へ国の養成研修の受講を促すほか、道独自の研修も行うなど人材養成に取り組んでまいります。(保健福祉部福祉局地域福祉課)

○ 改正法により実施が努力義務化された就労準備支援事業及び家計改善支援事業に加え、その他の任意事業についても、各市への情報提供等により事業実施を推進するとともに、市からの希望等に応じて、広域での実施について調整を行うなどの支援を行ってまいります。(保健福祉部福祉局地域福祉課)

○ 道による市町村等への支援については、道独自の研修の実施による人材養成のほか、広域の情報交換会などネットワークづくりへの支援の取組を進めてまいります。(保健福祉部福祉局地域福祉課)

業については、広域的事業の実施も含めて自治体間の調整や支援を行う。

⑤ 支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制をつくるため、認定就労訓練事業者に対する経済的インセンティブ（優先発注、税制優遇、立ち上げ支援等）の活用や支援ノウハウの提供など、受け皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備する。とりわけ、改正法で「就労訓練の認定事業者への受注機会の増大」が努力義務化されたことを踏まえ、関係部局が連携し、自治体における優先発注の取り組みを促進する。

⑥ 生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談員・支援員が一生の仕事として誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善をはかるとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずる。

⑦ 生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承をはかる観点から、価格競争や単年度実績でのみ評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に判断する。

○ 道では、認定就労訓練の受け皿となる団体等が、事業に取り組みやすくなるよう、認定申請手続を簡素化するとともに、事業所が所在する市を経由しての申請もできることとしたところです。

また、各自治体において、優先発注の規定の整備を行うとともに、認定就労訓練事業者への発注に努めるよう周知を行ってまいります。（保健福祉部福祉局地域福祉課）

○ 本事業の委託契約に当たっては、価格のみをもって相手方を決定するのは適切でないことから、これまでも公募型プロポーザル方式により決定してきたところですが、今後も、支援の実施体制や具体的な支援方法等により総合的な評価を行い、委託先の適切な選定に努めてまいります。（保健福祉部福祉局地域福祉課）

⑧ 支援効果の評価にあたっては、経済的自立（就労）のみならず、日常生活や社会生活における自立も含め、支援の段階に応じて適切に評価する。また、前年度に回答のあった「改正法に基づく支援会議の設置を推進する」との現状報告を求める。

⑨ 食事の提供として始まった「子ども食堂（新聞報道では全道で150カ所、札幌圏で60カ所以上）」は、今や学習支援・進路相談・いじめ・不登校問題・家庭内暴力問題など「子どもの人権」に係る問題等への対応の場へと進展を見せており、食堂運営者に求められる役割と機能も高度化している。したがって、道に対し全国の複数県で始まっている市町村の枠を超えた支援体制、実施団体と協力者を結ぶコーディネーターの配置を求める。

（3）生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応

2018年10月からの生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響については、国においても「できる限り、その影響が及ばないように対応する」（2018年1月19日閣僚懇談会確認）としている

○ 事業の実施にあたっては、定期的に、継続支援対象者の各段階における自立の意欲や社会参加などの状況を把握するため、国から示された評価シートを活用し、支援の効果について評価を行っているところです。（保健福祉部福祉局地域福祉課）

○ また、関係する機関や団体間の情報共有や、地域における必要な支援体制の検討を円滑にするための支援会議の設置につきましては、各振興局において、今年度内に全て設置する予定ですが、道内各市において支援会議を設置しているのは、令和元年5月末現在で全体の1割程度にとどまっていることから、道としては、国のガイドラインや支援会議に係る調査研究報告書などを活用し、各市への支援会議の設置及び運営の推進を働きかけてまいります。（保健福祉部福祉局地域福祉課）

○ 道では、子どもの居場所づくりの推進や継続的な運営に向けて、運営開始の際の支援をはじめ、活動の企画等を行うスタッフや調理、学習支援を行うボランティアなどの担い手の確保に加え、地域における理解や協力が重要と認識しています。

○ 道としては、居場所づくりに関する手引きや取組事例などをホームページや各種会議等で紹介するほか、フォーラムやセミナーを開催するなどして、子どもの居場所づくりの活動に対する道民の理解を深めるとともに、14振興局で運営をしている子どもの貧困対策地域ネットワーク会議において、市町村や民間団体、企業等に対し活動への協力について働きかけを行うなど、設置や運営に対する支援に引き続き取り組みます。（保健福祉部福祉局地域福祉課）

○ 生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について、国では、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないようにすることを基本的考えとする対応方針を示しており、道では、昨年に続き、本年においても、この対応方針の趣旨を踏まえた適切な対応に配慮していただくよう、各市町村及び道

ことを踏まえ、同基準に準拠する社会保障制度や就学援助などの諸制度については、道としても単独事業も含めて従前と同水準の支援を堅持するなどの措置を講ずること。また、道内の市町村に対しても、引き下げに伴う住民生活への影響を最小限にとどめるようあらためて徹底をはかる。

(4) 子どもの貧困・虐待対策の強化

- ① 直近において、道内でも痛ましい児童虐待事件が発生し、対応・管轄する児童相談所の不適切な対応が社会的な避難を浴びており、きわめて由々しき事態であることから、道内の児童相談所における児童福祉士・相談員・児童心理士等の適切な配置や人材の育成・確保を早急に進め、関係法令等に基づき適切な運用がなされるよう、道に対して強く要望する。
- ② 子どもの虐待の深刻な状況を踏まえ、道民に対して広く児童虐待防止法の周知をはかる。特に、国民の通告義務（児童福祉法第 25 条）について、啓発・広報の徹底をはかる。
- ③ 道は「子どもの貧困対策法」改正法案で努力義務化された活動計画の策定・遂行を徹底する。また、今年度内に予定されている「子供の貧困対策大綱」の見直しを待たずに、貧困の実態を把握し数値目標を含む具体的な貧困の削減目標を定める。

の関係部局に対して通知したところです。（保健福祉部福祉局地域福祉課）

- 増加する児童虐待相談に対応するため、引き続き、法令等に基づく専門職員の更なる増員に当たり、ホームページを活用した募集や児童福祉に精通した民間の福祉経験者の任用など、専門的知見を有する職員の確保に努めるほか、新任職員研修をはじめとした専門職員への研修の充実を図るなど、児童相談体制の充実を図ってまいります。（保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課）
- また、児童虐待の未然防止・早期発見に向け、関係機関や地域住民の方に虐待防止対策の取組内容や通報先などが伝わるよう、ホームページを活用し、児童相談所全国共通ダイヤル「189」や虐待の気づきのポイントなどについて周知を図っているほか、毎年 11 月の児童虐待防止推進月間において、広く道民に虐待防止に関する関心を高めていただくため、シンポジウムの開催や街頭啓発を実施しているところであり、引き続き、道民の虐待防止に関する意識高揚を図るため、積極的に取り組んでまいります。（保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課）
- 道では、令和 2 年度を始期とする次期計画の策定に当たり、市町村や当事者であった方々、支援団体などから構成される子どもの貧困対策ネットワーク会議などにおいて外部の方々のご意見を伺いながら、大綱の見直しの動向を注視しつつ、策定作業を進めていきます。（保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課）
- また、次期計画の策定に当たっては、法改正の趣旨はも

- ④ 全国的に多発する児童の虐待死、児童虐待の増加という現状を踏まえ、児童虐待防止法、児童福祉法が改正され、2020年4月から2023年4月にかけて順次施行される予定だが、児童虐待件数は年々増加していることから、道は、実態把握、体制整備、関係機関との連携など法施行を待たずに実施する。

(5) フードバンク活動の促進

食品ロスの削減に向けて、現在道が取り組んでいる「どさんこ愛食食べきり運動」の浸透・拡大をよりいっそう図っていくためには、道内で活動している「フードバンク（現在5団体）」との連携は不可欠であり、フードバンク活動の健全な発展は、道としても重要な課題であるとの認識に立ち、担当部署の明確化をはじめ、この活動に主体的に関わることを求める。

(6) 「勤労者福祉資金融資制度」の利用促進と制度拡充

- ① 格差・貧困問題の解消に向け、低所得勤労者の生活安定と福祉向上を目的とする当該融資制度の普及はきわめて有用であるが、近年、利用が減少しており、

とより、これまで実施してきた各種実態調査の結果や第一期計画に基づく取組の推進状況を踏まえ、必要な対策を盛り込むとともに、実効性を確保するための道独自の指標や目標値を検討します。(保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課)

- 道では、食品ロスの削減に向け、庁内の関係課が連携し、「おいしく残さず食べきろう」をスローガンに「どさんこ愛食食べきり運動」に取り組んでいます。

食品ロスの削減は、道民一人一人にそれぞれの立場での具体的な行動を促していくことが重要であり、道では、これまで、市町村、企業・団体、学校等と連携し、外食時の食べきりキャンペーン、学校での講義、食品ロス削減セミナーなどを実施したほか、家庭でできる食品ロス削減の取組をまとめた「家庭5箇条」の普及啓発など各般の取組を進めてきました。

今後も「どさんこ愛食食べきり運動」が道民に一層浸透していくよう取組を推進していきます。(農政部食品政策課)

- 道では、勤労者福祉資金の利用促進に向け、道の広報媒体を活用し、広報活動の強化を図る方向での対応や、企業の従業員向け調査の調査票を送付する際に、勤労者福祉資金の紹介リーフレットの配布をしておりますが、勤労者福祉資金の取扱金融機関によっては、同資金よりも借りやす

利用促進に向けた対策の強化が求められる。については、利用低迷の要因を分析のうえ、具体的な施策、その実施状況、効果、今後の課題等について可視化をはかる。また、関連団体との協働化を促進し取り組みの補強・強化を進めていくため、具体的な取り組み内容の明確化・共有化をはかる。

- ② 中小企業従業員の定義に合致しない勤労者は、所得の多寡に関わらず、現行の制度では融資対象者になり得ないが、勤労者への公平・平等な福祉提供の観点から、中小企業に準ずる規模の法人（NPO・社会福祉・医療・学校・社団・財団法人等）に勤務し、年収が基準（600万円以下）を満たす場合は、雇用先の性格に拘らず融資対象者とする。

（７）「福祉灯油制度」の拡充と公営住宅高層階への灯油配達支援

世界景気の減速懸念や米国とイランの対立などにより、今後の原油価格の動向は世界的にも大きな不安定要因を抱えており、このような情勢下で、当協議会が2016年1月29日付で北海道知事へ提出した「福祉灯油制度の充実にかかわる提言」の趣旨を踏まえ且つ、消費税の引き上げを契機に、よりいっそう厳しさを増すことが推測される勤労者・道民の所得・生活環境に鑑み、「福祉灯油

いカードローンを取っていることもあり、利用低迷の一因になっていることも把握しております。

今後は、取扱金融機関をはじめとした関係先にもヒアリングを行い、利用率の向上につながるよう、施策などについて考えてまいります。（経済部労働政策局雇用労政課）

- 取組内容の共有化などを図りながら、勤労者福祉資金の保証機関である「一般財団法人北海道勤労者信用基金協会」など関連団体との協働化を進めてまいります。（経済部労働政策局雇用労政課）
- 本年8月から官公庁や公共的団体に勤務する非正規労働者の方を新たに融資対象者として加えており、その方の利用動向を注視するとともに、他都府県における融資対象者の取扱い状況などを調査するなどして、中小企業に準ずる規模の法人に勤務する方を融資対象者とするかどうかを検討してまいりたいと考えております。（経済部労働政策局雇用労政課）

制度」の拡充と公営住宅高層階への灯油配達問題の解消に向けて、道として速やかに対処する。

- ① 国に対して「福祉灯油」に対する補助金の増額を強く要請する。
- ② 「福祉灯油」又はこれに類する支援制度の未実施の市町村に対し、制度化の促進に向けた指導を強化する。
- ③ 各市町村の「福祉灯油」をはじめとする灯油代支給制度は、その支給金額に大きな格差があることから、厳冬を抱える北海道全域のセーフティネットとして充分機能するよう補助金の増額と合わせて、その用途・基準を明確にすることや全生活保護世帯への支給などについて指導を強化する。
- ④ 公営住宅住民の高齢化の進行に加え、灯油配達業者の高齢化も重なり、公営住宅高層階への灯油「階上げ」が、新たな問題として発生している。居住者が自力での「階上げ」ができず、また配達業者の方も、割増料金の請求を放棄してまで謝絶するケースが増えてきている。利用者の「階上げ」費用の負担、配達業者の「階上げ」協力者の組織化（地域住民・ボランティア等）も一部に始まっている

○ 道では、低所得の高齢者世帯などを対象に、灯油を含む燃料など冬期間に必要となる経費への支援を行う市町村に対し、「地域づくり総合交付金」を活用した助成を行ってきております。（保健福祉部福祉局地域福祉課）

○ 道では、これまでも国に対し、灯油価格の動向などを踏まえた措置を要望してきておりますが、今後とも低所得の高齢者世帯等への経済的な負担軽減が図られるよう、灯油購入費等に対する支援措置についても、必要に応じて要望してまいります。（保健福祉部福祉局地域福祉課）

○ 市町村における福祉灯油事業の実態等については、先般、平成30年度の実施状況を取りまとめたところであり、今後とも、道内の実態把握に努めるとともに、地域の実情を踏まえた支援策を実施する市町村に対し、「地域づくり総合交付金」を活用した支援を行ってまいります。（保健福祉部福祉局地域福祉課）

○ <回答なし>

が、現状はその対応に追いつかない実情であり、今冬での「灯油難民」の発生が心配される。したがって、道として、公営住宅における「階上げ」の実情について灯油供給事業者などの関係団体を交えて早急に現場での実態調査を行うとともに、援助金の支出や「階上げサポーター」の組織化等の支援策について、検討会を設置して、速やかに対応策を検討する。

(8) 自死・多重債務対策等

① 道内における自死者数は年々減少傾向にあるものの、平成29年の自死率は17.3と全国平均の16.4を依然上回っており、都道府県別では16番目に高い割合となっている。したがって、道としても改正自殺対策基本法（平成28年4月1日施行）に基づいた着実な施策の実施と「北海道自殺予防対策連絡会議」の充実開催など必要な施策を積極的に推進する。

② 昨年度の回答に、若年層の自死防止策として高校生を対象としたSNSを活用した相談体制の試行実施を行っている、とあったことから、その結果もしくは中間的な報告が開示可能であれば要請したい。また、有用との判断に立つのであれば、よりいっそうの相談体制の充実をはかり、問題の深刻化を未然に防止する。

○ 道では、改正自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とした「第3期北海道自殺対策行動計画」を平成30年3月に策定し11の重点事項と49の具体的取組を、国の地域自殺対策強化交付金を有効に活用しながら、進めていくこととしています。

この計画において、施策の総合的な展開に向けた検討・協議を行うため、保健・医療・福祉や教育、司法、労働等に関する機関・団体、大学・研究機関、警察等からなる「北海道自殺対策連絡会議」や自殺対策関係部局による「自殺対策庁内会議」各保健所圏域ごとで「自殺対策地域連絡会議」などを毎年開催しており、こうした会議などを通じて、計画に基づく施策を着実に実施してまいります。

○ 昨年度実施した「SNSを活用した相談体制の検討事業」の実施結果については当課のホームページで公表しています。

昨年度、1回目は道立高校生を対象に8月17日から8月31日まで、2回目は7管内の中・高校生を対象に3月11日から3月20日まで実施し、併せて1,300件の相談が寄せられ、アンケートの結果などから一定の成果が見られたため、今年度は、道立高校生に加え、市町村立高校生についても対象にするなどして、夏休み期間を含む7月22日から8月31日までの41日間、事業を実施したところで

<p>③ 北海道多重債務者対策協議会が実施する「多重債務者相談強化キャンペーン2019」の積極的な展開をはかるとともに、多重債務者対策本部との有機的な連携の下、道内での「ヤミ金」撲滅に向けた取り組みをいっそう強化する。</p> <p>④ 多重債務の誘発が懸念されるカジノの誘致については、昨年7月に設置した「有識者懇談会」での議論を踏まえつつ、指摘されている様々な懸念や課題について冷静に分析をし、それらが払拭されないかぎり、カジノの誘致を断念するよう努める。</p>	<p>本事業における相談対応の具体的な成果や課題をふまえ、より効果的な相談体制の在り方について検討を進め、児童生徒が抱える様々な悩みを訴えやすい多様な相談体制の整備、充実に取り組んでまいります。(教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課)</p> <p>○ 北海道においては、国(多重債務者対策本部)が中心となって設定している多重債務相談強化キャンペーンに併せて、弁護士会・司法書士会・北海道財務局と共催し借金無料相談会を道内各地で実施し、多重債務者の債務整理や生活再建の支援を図っているところです。(環境生活部くらし安全局消費者安全課)</p> <p>○ また、相談会の開催にあたっては、新聞への広告掲出やメディアの協力を得た広報など積極的な周知を行っております。(環境生活部くらし安全局消費者安全課)</p> <p>○ 今後とも北海道多重債務者対策協議会構成員をはじめ、関係機関と連携した取組を進めて参りたいと考えております。(環境生活部くらし安全局消費者安全課)</p> <p>○ また、道内でのヤミ金撲滅の取組につきましても、北海道多重債務者対策協議会などの場を活用した情報収集や交換に努めるとともに、警察への情報提供を積極的に行うよう努めてまいります。(環境生活部くらし安全局消費者安全課)</p> <p>○ IRについては、観光客や国際会議の誘致をはじめとする、地域経済の活性化や雇用創出といった面から大きな波及効果が期待できる一方で、治安の悪化やギャンブル依存症といった社会的影響を懸念する声もあります。(経済部観光局)</p> <p>○ 道では、昨年7月から今年1月に開催した有識者懇談会のご議論を踏まえ、こうした社会的影響対策の方向性を含んだ「IRに関する基本的な考え方」を取りまとめており、これを基に「優先すべき候補地」としている苫小牧市における環境面への対応やインフラ整備の手法、開発手続などの課題について、整理・検討を行ってまいりました。(経</p>
--	---

<p>⑤ 改正貸金業法の定める総量規制の対象外である銀行カードローンに起因する過剰融資については、政府の多重債務問題に関する有識者懇談会でも指摘されており、道においても、多重債務の防止に向けて、啓発活動をはじめ必要な対応を継続する。</p>	<p>済部観光局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、道では、IRの誘致について、地域説明会やグループインタビューの開催などを通じ、幅広く道民の皆様のご意向を把握する取組を行ってきたところであり、その結果は11月25日の道議会と観光対策特別委員会で報告したほか、道のホームページで公表しています。(経済部観光局) ○ こうした意向把握や課題整理に向けた検討を行った結果、自然豊かな苫小牧市の候補地では区域認定までの限られた期間で、環境への適切な配慮を行うことは不可能と判断し、今回の区域認定申請を見送ることといたしました。(経済部観光局) ○ 他方、自然と共生する北海道のIRには大きな期待を寄せており、来たるべき時に誘致に挑戦できるよう、所要の準備を進めていく考えです。(経済部観光局) ○ 北海道においては、銀行カードローンや消費者金融などからの借り入れを原因とする多重債務の防止や債務整理に関する相談窓口の啓発などについて、リーフレットの作成・配布、ホームページを通じた広報等を行っているほか、道立消費生活センターにおいては、多重債務に陥る注意点や解決策をわかりやすく示した啓発用パネルやDVDの適格消費者団体や市町村等への貸出等を行っております。(環境生活部くらし安全局消費者安全課) ○ また、国(多重債務者対策本部)が中心となって設定している多重債務相談強化キャンペーンの期間中、弁護士会・司法書士会・北海道財務局と共催し借金無料相談会を道内各地で実施し、多重債務者の債務整理や生活再建の支援を図っているところです。(環境生活部くらし安全局消費者安全課) ○ 引き続き、北海道多重債務者対策協議会の場などを活用し、関係機関との連携を図るとともに、本件に係る消費者への啓発活動等の対策に努めて参ります。(環境生活部く
--	--

(9) セーフティネットの拡充

① 道は、2017年10月に創設された「新たな住宅セーフティネット制度」の周知・啓発を引き続き行うとともに、改修費や家賃補助等の仕組みの活用、居住支援協議会の設置・強化をはかり、セーフティネット住宅の確保や居住支援を充実させる。

② 高齢低所得単身女性の問題は、単に公的年金制度の拡充に頼るだけでなく、地域社会の深刻な問題として受け止める必要があり、道としての体系的な施策の検討・実施を求める。

③ 地域の高齢者が元気で自立した生活を送れるようにサポートする「地域まるごと元気アッププログラム」等の運動教室の拡大に向けて、各市町村に対する道としての積極的な支援活動を求める。

らし安全局消費者安全課)

○ 道では、6月～7月にかけて、不動産業界団体の研修会を活用し、全道8箇所において、不動産事業者に対して、セーフティネット住宅の登録方法や、改修費や家賃補助等の制度概要の説明などを行いました。

今後も引き続き説明会を行うなど、「新たな住宅セーフティネット制度」の普及啓発を図り、道民の皆様の安全・安心な居住の確保に取り組みます。(建設部建築指導課)

○ 北海道居住支援協議会では、不動産業団体、社会福祉協議会、市町村などを構成員として情報の共有などを行っており、本年7月には、定例会議を開催し、他県の先進的な事例の紹介などを行ったところです。

また、11月には、旭川市居住支援協議会が設立されましたが、今後も多くの地域においても居住支援協議会が設立されるよう、働きかけてまいります。(建設部建築指導課)

○ 全ての方々が地域において、高齢期の生活を安心して暮らすことができるよう、国の責任において、持続可能な公的年金制度の確立に向けた適切な措置を講じることが重要と考えております。

道においては、「北海道高齢者保健福祉計画・北海道介護保険事業支援計画」や「北海道地域福祉支援計画」等に基づき、関連分野の施策との連携を図りながら低所得者対策に取り組んでまいります。(保健福祉部総務課)

○ 高齢化が急速に進行する中で、高齢者の方々が心身の状況に応じ、できる限り自立した生活を送っていただくためには、自立支援・重度化防止に向けた取組が重要であり、「地域まるごと元気アッププログラム」などの運動教室は、効果的であると考えております。(保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課)

○ 道では、これまで、効果的な介護予防事業が展開できるよう、市町村職員及び保健医療福祉関係者などを対象に「北海道介護予防推進フォーラム」を開催し、「まる元」

	<p>を含め、様々な取組を紹介してきたところです。</p> <p>また、住民が主体となって運営する介護予防に効果のある体操等の活動の場の立ち上げなどへの支援にも取り組んでいるところであり、今後も各地域の実情に合った介護予防の取組が充実していくよう、市町村に対する支援に努めてまいります。(保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課)</p>
要請項目	回 答
<h4>4. 消費者政策の充実・強化</h4>	
<p>(1) 地方消費者行政の充実・強化</p> <p>道は、道内の消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持・強化と消費生活相談員の雇い止め問題への対策の実施、行政処分の執行体制の強化など、道内消費者行政の充実・強化をはかる。また、国に対して「地方消費者行政活性化交付金」の増額を求めるとともに、自主財源の増強を含め、消費者行政予算を確保する。</p> <p>(2) 消費者団体の公益活動に対する支援</p> <p>道内で唯一の適格消費者団体である「NPO法人消費者支援ネット北海道」は、2019年度内に「特定適格消費者団体」への認可申請</p>	<p>○ 道では、これまで、地方消費者行政担い手育成事業の実施や道立消費生活センターによる市町村における苦情相談に対する支援などを通じて、地域における消費生活相談窓口の維持・向上や、相談員をはじめとする人材の確保・育成等に取り組んでいます。(環境生活部消費者安全課)</p> <p>○ また、「地方消費者行政強化交付金(平成30年度までは地方消費者行政推進交付金)」については、地方消費者行政の充実・強化のため、全国知事会等とも連携し、交付金の総額確保はもとより、交付率のかさ上げなど財政支援の充実を要望しているところです。(環境生活部消費者安全課)</p> <p>○ 今後も引き続き、国に交付金の充実などを要望していくとともに、同交付金を活用しながら、道内の消費者行政推進体制が充実・強化されるよう取り組んでまいります。(環境生活部消費者安全課)</p> <p>○ 「NPO法人消費者支援ネット北海道」にあつては、現在、認定申請に向け準備を進めていると承知しており、随時、事務局から進捗状況や課題等の報告・相談があるところです。(環境生活部消費者安全課)</p>

を行う予定であり、消費者裁判手続特例法に基づく消費者被害の集団的回復制度の活動を行うことをめざして、組織体制や定款・規程の整備、消費者への周知活動を進めていることから、道は認可手続きに向けた財政面・情報面での最大限の支援を行い、道内における新たな訴訟制度の実効性を確保する。

(3) 地域における消費者教育の推進

道は、「消費者教育の推進に関する基本方針」(2018年3月改訂)を踏まえ、「地方消費者行政活性化交付金」を活用し、地域での取り組みを促進し、消費者市民社会の形成をはかる。

(4) 消費者と事業者の良好な関係性の促進

道として、一部の消費者による過剰な要求、暴言・暴力等の問題について、公共の利益および消費者・労働者双方の権利を守る観点から、消費者と事業者の良好かつ健全なコミュニケーションを促進するよう普及・啓発を進める。

(5) 道内物価動向の継続監視

道として物価の動向を引き続き監視するとともに、とりわけ家庭

○ 道においては、国の地方消費者行政強化交付金の動向を踏まえ、当該法人の意向も勘案しながら、引き続き、消費者取引の適正化及び消費者被害の未然防止や拡大防止を図るため、適格消費者団体の行う活動を支援してまいります。(環境生活部消費者安全課)

○ 消費者教育の推進に当たって、道では、国の基本方針を踏まえつつ、地域社会における消費問題解決力の強化を図るため、また、消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができる消費者を育成するための講座やセミナーを開催しており、市町村においても、様々な取組が進められていると承知をしているところです。(環境生活部消費者安全課)

○ 今後も国の地方消費者行政強化交付金を活用しながら、消費者教育が充実・強化されるよう取り組んでまいります。(環境生活部消費者安全課)

○ 当課においては、消費者被害の救済や消費者に自立的・合理的な行動を・促す情報の提供等を行っているところです。(環境生活部消費者安全課)

○ なお、ご意見にあるような行為への対応は、北海道警察への通報や法律相談の活用のほか、北海道迷惑行為防止条例の適用などが想定されますが、現在、厚生労働省において、企業が採るべき対策等について検討がなされているものと承知しております。(環境生活部消費者安全課)

○ 道では、灯油やLPガスといった家庭用エネルギーをはじめ、道民生活に関連性の高い商品及び役務を選定(49

<p>用エネルギーの料金がすべて自由化されたことを踏まえて、電気・ガス料金等の価格表示の適切性や利用者の業者選択にあたっての注意喚起など、消費者の権利を確保するための具体的な手立てを講ずる。</p>	<p>品目) し、道内各地の 300 名の消費生活モニターにより、選定した商品等の価格や需給動向の調査を行い、その結果を毎月公表しています。</p> <p>家庭用エネルギーの料金等の大きな変動は消費生活に影響を及ぼすことから今後も引き続き価格動向等の調査を実施し、広く情報提供してまいります。(環境生活部消費者安全課)</p> <p>○ また、家庭用エネルギーの自由化に関して、道立消費生活センターには、「セットで契約すれば、ネット接続プランと電力の月額料金が安くなる。」といった必要のない商品やサービスを勧誘されるケースや「太陽光発電システムを設置すれば、電気料金が安くなる。」といった電話勧誘に関する相談が寄せられている状況にあります。</p> <p>このため、「正確な情報の収集が大切であること。」や「契約する前に内容をよく理解すること。」など、道民の方々へのアドバイスをWEBサイトに掲載しているところです。(環境生活部消費者安全課)</p> <p>○ このほか、消費生活モニターの協力で実施する「LPガスに関する意識調査」の結果を情報提供するなど、消費者の自主的・合理的な行動へとつながるよう取組を進めてまいります。(環境生活部消費者安全課)</p>
<p>要請項目</p>	<p>回 答</p>
<p>5. ディーセントワークの実現</p>	
<p>(1) 障害者雇用の促進</p> <p>障害者雇用促進法が改正され、2020年4月より施行される予定である。道においても改正内容が確実に実行されるよう、各市町村、及び関連公的機関の雇用率を公表し、法施行により義務付けられる障害者活躍推進計画の策定を徹底する。</p>	<p>○ 公的機関の障がい者雇用率は、毎年6月1日現在の状況が厚生労働省北海道労働局において公表されており、道は、障がい者雇用率が法定雇用率未満の機関に対し、北海道労働局長と連名により、障がい者雇用の一層の促進について、要請を行っております。(経済部労働政策局雇用労政課)</p> <p>○ 障がい者雇用促進法の改正により、2020年4月から国</p>

及び地方公共団体において、障害者活躍推進計画の作成が義務化されたところですが、道における障害者活躍推進計画については、法律の趣旨を踏まえ作成してまいります。

(経済部労働政策局雇用労政課)

○ 道は、道内の地方公共団体において、適切に「障がい者活躍推進計画」が作成され障がい者の雇用の促進及び職業の安定が図られるよう、北海道労働局をはじめ関係機関と連携し、周知等必要な対応を行ってまいります。(経済部労働政策局雇用労政課)

○ 道における障害者活躍推進計画については、法律の趣旨を踏まえ作成してまいります。(総務部人事局人事課)

(2) 職場におけるハラスメントの防止

パワーハラスメントの防止措置の企業への義務づけなどが労働政策総合推進法に盛り込まれ、2020年4月より実施される予定である。すでにセクハラについては男女雇用機会均等法、マタハラは育児・介護休業法などで企業に相談窓口の設置などが課せられていたが、パワハラには法の規定がなかった。

道は、あらゆるハラスメントを職場で防止するため、あらゆるハラスメント防止に対して周知・指導を徹底する。

○ 道では、ハラスメントへの対応も含めた労働関係法令の基礎的な知識を習得できる「働く若者ルールブック」の配布や、本年3月に創設した、働き方改革に取り組む道内企業を認定する「北海道働き方改革推進企業認定制度」において、ハラスメントの防止に向けた取組を評価基準に盛り込むなどして、その取組を推進しています。(経済部労働政策局雇用労政課)

○ また、地域において、就業規則にハラスメントの禁止を明文化している事例などを紹介するセミナーを開催するほか、働き方改革支援員の派遣によるハンズオン支援や労働相談ホットラインを通じて、事業主に相談窓口の設置や研修の実施など具体的な対応方法を助言するなどし、職場でのハラスメント防止に向けた、企業における取組の支援を行っています。(経済部労働政策局雇用労政課)

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

① 道は、「北海道あったかファミリー応援企業登録制度」を有用し、仕事と家庭・子育てが両立できるよう、労働時間短縮など、ワーク・ライフ・バランスの取り

○ 道では、「北海道あったかファミリー応援企業登録制度」の登録要件である、仕事と育児、介護等の両立支援の取組や、労働時間の短縮及び年次有給休暇取得率の向上等の取組を評価基準の一つとした総合的・包括的な認定制度である「北海道働き方改革推進企業認定制度」を本年3月に創

組みを積極的に進める。

- ② 道は、要介護者のいる労働者が介護を理由に退職しないよう、地域包括支援センターの周知に努めるとともに、介護者のニーズに応じたサービスを提供するよう努める。また、介護従事者が働き続けられるよう、賃金・処遇の大幅な改善をはかる。

設し、認定を受けた企業の取組を広く紹介するなどして、道内企業における仕事と家庭の両立支援の取組を促進しています。(経済部労働政策局雇用労政課)

- 地域包括支援センターは、地域の高齢者やその家族が抱える様々な相談に応じる総合相談窓口として重要な役割を果たしており、道では、ホームページ等により、道内に設置されている地域包括支援センターの周知を行っております。(保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課)
- また、サービス提供については、居宅介護支援事業所の介護支援専門員などにより、本人や家族のニーズに応じて適切に計画を作成した上で、サービス提供を行っているところです。(保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課)
- 国の賃金構造基本調査では、平成 30 年度の全産業の月額平均賃金が 33 万 6,700 円であるのに対し、介護事業従事者を含む介護労働者は 25 万 5,500 円と依然として低い水準であることから、道では、良質な人材の安定的な確保を図るためには、さらなる処遇改善が必要であると認識しているところです。(保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課)
- 平成 24 年度に介護従事者の人材確保・処遇改善などを目的として、処遇改善加算が創設され、その後も見直しが行われてきたところですが、令和元年 10 月から、消費税の引き上げに伴い、勤続年数 10 年以上の介護福祉士について、月額平均 8 万円相当の処遇改善が行われるとともに、介護職員以外の職種の処遇改善を行うことも可能となったところです。(保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課)
- 道としては、介護ニーズの増加に伴う介護人材の確保に向けて、全ての介護従事者等の処遇改善策を利用者や自治体の負担増を招くことなく、確実かつ継続的なものとするよう、国の責任において必要な財政措置を講じることを、引き続き要望してまいります。(保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課)

要請項目	回 答
6. 中小企業勤労者の福祉格差の是正	
<p>(1) 北海道「中小企業勤労者福祉対策事業」に係る補助金の増額を求める。</p> <p>(2) 中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、中小企業勤労者福祉サービスセンターが魅力あるサービスを提供し、自立と再生を果たすよう、道としての積極的な役割を發揮し、関係市町村やサービスセンターへの支援・指導を強化するとともに、未設置エリアの解消に努める。</p>	<p>○ 労働者の幅広い福祉の向上や、労使関係の安定促進等を図るため、労使団体が自主的に行う取組につきましては、今後とも各種の事業活動を支援してまいりたいと考えており、令和2年度予算要求に当たっても、事業費の確保に努めることとしています。(経済部労働政策局雇用労政課)</p> <p>○ 道では、単独では従業員に福利厚生事業を実施するのが困難な中小企業に勤務する勤労者を対象に総合的な福祉事業を行っている「一般社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター」に会費を拠出し、北海道ブロックの会議に参加して情報共有をはかるなど、勤労者の福祉増進に向けて取り組んでおります。(経済部労働政策局雇用労政課)</p> <p>○ 関係市町村やサービスセンターへの支援・指導を強化してまいりますが、未設置エリアの解消については、市町村の財政が逼迫していることや地域の実情などもあることから、市町村から相談があった際に、適切に対応してまいりたいと考えております。(経済部労働政策局雇用労政課)</p>
要請項目	回 答
7. 安心・信頼できる社会保障の構築	
<p>(1) 子育て支援</p> <p>① 昨年度、道から各振興局単位で設置するとの回答を得ていた「地域ネットワーク会議」の設置状況と当該会議での議論ポイントの概要について開示を求めるとともに、議論経過を尊重した追加の施策展開など、より積極的な支援対応を求める。</p>	<p>○ 道では、昨年度、全ての振興局に市町村をはじめ支援団体や企業などが参画する「子どもの貧困対策地域ネットワーク会議」を設置しました。(保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課)</p> <p>○ 地域ネットワーク会議では、地域における子どもの居場所づくりの取組状況や活動事例など支援の参考となる情報のほか、子どもの貧困の実態把握など、各市町村におけ</p>

<p>② 道内における潜在待機児童数の解消に向けて、引き続き、保育士確保のための処遇改善をはかるとともに、事故防止等の観点から教育訓練を促進する。</p> <p>(2) 医療および介護</p> <p>① 引き続き、道内における総合診療医の育成に努めるとともに、訪問看護師の育成や訪問看護ステーションの人材確保に取り組み、地域包括ケアシステムの構築と在宅医療の受け皿を拡充する。</p>	<p>る子どもの貧困対策についての情報交換などが行われているところ。 (保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課)</p> <p>○ 道としては、今後も、地域ネットワーク会議を通じ、道の第二期北海道子どもの貧困対策推進計画の内容や道が実施した実態調査の結果を共有するなどして、市町村における取組を支援してまいります。 (保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課)</p> <p>○ 保育士の処遇改善については、平成31年度から全ての保育士等の賃金に対し、1%の加算率の積み増しが行われるとともに、公定価格上の人件費について、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じて、改定 (+0, 8%) が行われたところ。さらに、保育現場におけるリーダー的保育士を対象に、技能・経験に応じた処遇改善加算の仕組みが追加されたことから、道では、保育士等の賃金改善が図られるよう、保育所等に対し処遇改善等加算の取得促進を働きかけるとともに、職員配置基準の充実や賃金水準の一層の改善を国へ要望してまいります。 (保健福祉部地域福祉課・子ども子育て支援課)</p> <p>○ また、保育現場における事故防止に向けて、国のガイドラインに沿った安全確保がなされているかについて、計画的に実施する保育所等への指導監査において確認を行うほか、関係団体が実施する研修会へ積極的に参加するよう働きかけてまいります。 (保健福祉部地域福祉課・子ども子育て支援課)</p> <p>○ 広域分散で医師が偏在する本道においては、適切な医療サービスを効率的に提供するため、幅広い診療に加え、複数の健康課題などへの包括的ケアに対応できる総合診療医が重要な役割を担うものと考えています。 (保健福祉部地域医療推進局地域医療課・医務薬務課)</p> <p>○ このため、道では、平成28年度から、総合診療医の育成に取り組む医療機関に対し支援してきたほか、道内の専</p>
---	---

門研修プログラムの道内外への周知や、関係学会との連携による、医学生や初期臨床研修医を対象にした研修会の実施など、総合診療を志望する学生や医師の確保に向けた取組を行ってきたところです。(保健福祉部地域医療推進局地域医療課・医務薬務課)

○ 道としては、引き続き、医学生などに総合診療への理解を深めてもらうための取組を行うとともに、総合診療の地域住民への普及啓発を行う医療機関に対し支援するなどして、地域医療に貢献する総合診療医の育成に努めてまいります。(保健福祉部地域医療推進局地域医療課・医務薬務課)

○ 道では、訪問看護に携わる看護師等に対し、看取りや在宅移行も含めた療養支援に関する研修等を行うなど、在宅医療を担う人材を育成しています。

また、訪問看護ステーション出向支援事業を実施し、病院看護職員の退院支援力の強化や訪問看護ステーションの人材確保に取り組んでおり、今後とも増加する在宅医療の需要に備え、在宅医療を担う人材の育成に取り組んでまいります。(保健福祉部地域医療推進局地域医療課・医務薬務課)

○ 地域包括ケアシステムの構築に向けては、医療や介護に関わる専門職の緊密連携が重要であることから、二次医療圏ごとに設置している多職種連携協議会において、合同研修や情報共有の検討などに取り組んでいるところです。(保健福祉部地域医療推進局地域医療課・医務薬務課)

○ 一方、介護保険制度においても、「在宅医療・介護連携推進事業」が平成30年度からすべての市町村で義務化されたことから、市町村に多職種連携協議会への参加を呼びかけるなど、事業の充実に向け支援を行っているところです。(保健福祉部地域医療推進局地域医療課・医務薬務課)

○ また、平成27年度から、在宅医療を担う医師を育成するためのグループ制の導入や訪問看護ステーションが不足する地域での設置などに支援するとともに、今年度からは、在宅医療の制度・診療報酬等に関する医師等を対象と

<p>② (公財)介護労働安全センターが、平成 29 年度に実施した「事業所における介護労働実態調査」によると、道内の訪問介護員・介護職員の平均賃金(月給者)はきわめて低位にあり、このことが離職率の高さ(17.8%)にも繋がっていることが推察される。したがって、訪問介護員・介護職員を含む全ての介護従事者の処遇改善をすみやかに実施するよう道として強く国に求める。</p> <p>③ 道内において、認知症の方の見守り活動に取り組むNPOや市民団体等に対する支援を拡大する。</p>	<p>した研修会を実施しており、こうした取組を通じて、各地域における在宅医療の提供体制を強化してまいります。 (保健福祉部地域医療推進局地域医療課・医務業務課)</p> <p>○ 国の賃金構造基本調査では、平成 30 年度の全産業の月額平均賃金が 33 万 6,700 円であるのに対し、介護事業従事者を含む介護労働者は 25 万 5,500 円と依然として低い水準であることから、道では、良質な人材の安定的な確保を図るためには、さらなる処遇改善が必要であると認識しているところです。(保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課)</p> <p>○ 平成 24 年度に介護従事者の人材確保・処遇改善などを目的として、処遇改善加算が創設され、その後も見直しが行われてきたところですが、令和元年 10 月から、消費税の引き上げに伴い、勤続年数 10 年以上の介護福祉士について、月額平均 8 万円相当の処遇改善が行われるとともに、介護職員以外の職種の処遇改善を行うことも可能となったところです。(保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課)</p> <p>○ 道としては、介護ニーズの増加に伴う介護人材の確保に向けて、全ての介護従事者等の処遇改善策を利用者や自治体の負担増を招くことなく、確実かつ継続的なものとするよう、国の責任において必要な財政措置を講じることを、引き続き要望してまいります。(保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課)</p> <p>○ 道では、地域で認知症の人とその家族を支援し、見守り体制を構築するため、認知症サポーターの養成や活動を促進しているところです。 また、地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るため、市町村が配置している「認知症地域支援推進員」に対する研修を実施し、その活動の充実に努めるとともに、ボランティア等による見守りのための訪問などを行う市町村の「認知症高齢者見守り事業」に対する助成を行っているところです。 今後とも本人や家族への包括的・継続的支援を実施する体制の充実に努めてまいります。(保健福祉部高齢者支援</p>
---	--

<p>④ 成年後見人制度及び市民後見人制度について、後見人の確保・育成、制度利用の周知のための支援を行う。</p> <p>⑤ 各市町村において、家族介護を行う介護者（ケアラー）が孤立しないよう、経済的な問題や身体的・精神的負担、就労など困り事に寄り添う相談体制の整備と相談員の確保・育成を行うための支援を強化する。</p>	<p>局高齢者保健福祉課)</p> <p>○ 認知症高齢者等の権利を擁護するため、「第7期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」において、市民後見人を令和2年度までに3,500人養成することを目標に、市町村の住民を対象とした市民後見人養成研修や市民後見人の活動を支援するためのフォローアップ研修等に対する助成を実施しております。(平成30年度は250人受講し、累計で3,025人を養成)</p> <p>また、市町村と連携して制度の意義を幅広く周知するとともに、後見実施機関の設立や運営に係る助成や助言、権利擁護人材の資質向上に係る市町村向けの研修会を開催するなど、市町村の取組を支援しております。(保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課)</p> <p>○ 道では、高齢者やその家族が抱える様々な相談に応じる地域包括支援センターの職員の資質向上を目的として、職員に対する研修の実施等を行ってきたところであり、今後とも研修を継続して実施するとともに、家族介護を行う介護者などからの相談について適切な対応ができるよう、センターの機能強化に努めてまいるとともに、国の動向を注視し、介護保険を運営する市町村や関係団体の意見も伺いながら、必要な制度の見直しについて要望してまいります。(保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課)</p>
<p style="text-align: center;">要請項目</p>	<p style="text-align: center;">回 答</p>
<p>8. 暮らしの安全・安心の確保</p>	
<p>(1) LPガスの問題</p> <p>総務省北海道管区行政評価局が、2018年10月に北海道経済産業局へ通知した「液化石油ガスの取引適正化に関する調査（調査結果に基づく改善通知）によると、多くの問題点が放置されたままで甚だ憂慮すべき状況といえ、LPガ</p>	

ス販売における消費者の権利と選択の自由が保障されておらず、LPガス販売業界のコンプライアンスに対する姿勢を大きく問われている。このようななかで道は、経済部産業振興局環境エネルギー室において振興局・札幌市を通じてLPガス販売業者の検査を4年サイクルで実施しことから、次の点を要望する。

- ① 省令改正とガイドライン制定にともなう新しい検査マニュアルで実施した、2018年度の検査結果について、項目ごとの評価および対策を公表する。
- ② LPガス販売の適正化に向けた、道主催による行政・業界・消費者による検討会の定期開催を要請する。

(2) がん検診受診率の向上

道が調査した「市町村別がん検診受診率（平成29年度）」結果からも、道内における「がん検診（2017年）」の受診率は、全ての部位（胃<7.8%>・子宮<15.8%>・肺<4.6%>・乳<15.4%>・大腸<5.9%>）において、依然として全国平均値を下回っており、北海道がん対策推進計画のなかで平成35年度までに受診率を50%以上とする目標にはほど遠い隔た

- 道におきましては、省令改正及びガイドライン制定に伴い、平成30年3月に販売事業者の立入検査表を改正し、平成30年度（2018年度）から遵守状況の確認及び必要に応じ指導を行っているところです。

立入検査の結果、違反があった事業者は是正指導に従い、適正化に向けて速やかに取り組んでおります。

また、検査結果につきましては、法令及びガイドラインの遵守に向け、立入検査や事業者が出席する保安講習会等の場において、各振興局を通じ、普及啓発、指導を行う際、活用しているところです。

取引適正化を図るためには、事業者に対する立入検査における指導や、普及啓発を着実に行うことが効果的と考えておりますので、いただいたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。（[経済部環境・エネルギー室](#)）

- 道では、北海道がん対策推進計画に基づき、がんの早期発見につながるがん検診の受診促進について、検診の実施主体である市町村や事業所に対し、がん検診と特定健診との同時実施や休日・早朝の実施など、受診者の利便性に配慮した検診体制について助言するとともに、関係団体や企業、マスコミ等とも連携を図りながら、各種イベントの開催や広告媒体の活用による普及啓発をはじめ、「がん対策の推進に関する連携協定」を締結した企業との協働による受診勧奨などに取り組んできております。

また、未受診者に対し電話やハガキ等で個別に勧奨を行うコール・リコールなど、効果的な受診勧奨が徹底される

りがあることから、受診率の向上をはかるための取り組みをなおいっそう強化する。

(3) S S 過疎地問題

「S S 過疎地」問題は、人口の過疎化と高齢化が進む道内の市町村にとってはきわめて深刻な問題であり、とりわけ冬期間における石油商品の安定供給は、当該地域住民が安心して暮らすためには絶対不可欠といえる。したがって、この問題の解決は、当該市町村（S S 3 カ所以下の市町村は 62 / 平成 30 年 3 月末）が率先して地域の将来を見据え、地域で確保する S S の将来目標を設定するなど、地域の実態を踏まえた対策を早期に実施することが第一であることから、道は「S S 過疎地協議会（事務局：資源エネルギー庁）とも連携し、リーダーシップを遺憾なく発揮して関係者による当該市町村における協議の開始を指導すること。

(4) 水道の安全・安心の確保

「水道法の一部を改正する法律」が施行され（2019 年 10 月 1 日）、地方公共団体が担ってきた水道事業の運営権を民間に売却する（コンセッション方式）ことが可能となった。水道は公共性が高く、道民の日常生活や命に直結する貴重な財産であることから、安心・安全な水の供給、災害発生等

よう市町村担当者向けの研修会の開催や、職域におけるがん検診の実施が促進されるよう「北海道がん対策サポート企業等登録制度」の登録促進を行うなど、引き続き、がん検診の意義や正しい知識の普及啓発に取り組み、道民の皆様方ががん検診への理解がより一層図られるよう努めてまいります。（保健福祉部健康安全局地域保健課）

○ 道としては、国に対し、特に災害時や冬期間のガソリン・灯油の供給は地域住民の生命に関わる問題であることから、地域のサービスステーションの減少に歯止めをかけ、持続的な石油製品の安定供給を確保するための支援を一層拡充するよう要望してきており、引き続き国に対して求めてまいります。（経済部産業振興局環境・エネルギー室）

○ また、国では、S S 過疎地対策として、市町村に対し、関係者による S S 維持に向けた対話・協議などを促していると承知しており、道としても、国の施策の方向性を踏まえながら、地域の方々が将来にわたって安心して暮らしていけるよう市町村が主体的に行う取組を支援してまいります。（経済部産業振興局環境・エネルギー室）

○ なお、道では今年度、停電時における石油製品の安定的な供給を確保するため、過疎地を含め各地のガソリンスタンドにおける自家発電設備の整備に対する支援を行っているところです。（経済部産業振興局環境・エネルギー室）

○ 道としては、水道事業の安定的で効率的な経営を確保するためには、地域の実情に応じて水道事業者間の広域連携や多様な官民連携の活用を検討していくことも重要ですが、何よりも安全・安心な水道水が低廉な価格で安定的に供給されることが重要と考えています。（環境生活部環境政策課）

○ コンセッション方式を含めた民間事業者との連携に当たっては、水道事業者としての自治体が、住民サービスの

<p>への備え、料金設定などが懸念される。水道供給事業の健全化にあたっては、民間活用も含めた手法について、メリット、デメリットを正しく開示する中で、道は受益者たる市町村民参加のもとで意思決定を行うことについて、全市町村へ周知徹底する。</p>	<p>向上や業務効率化などの観点から、メリット・デメリットを十分に検討した中で判断されるよう、今後も助言等を行っていく考えです。(環境生活部環境政策課)</p>
<p>要請項目</p>	<p>回 答</p>
<p>9. その他</p>	
<p>「北海道労働資料センター」の管理・運営は、現在、道労働部(労働局)、道経連、道労福協、道労文協の4者構成からなる「運営協議会」の下で行われている。当該資料センターは、本道における『歴史的労働関係資料』を系統的に収集、整理、保存、且つ展示公開を以って「北海道の学術と文化および産業・経済活動に資する」ことを目的に設置され、準備期間を含め35年の歴史を歩んできている。今後も、活きた「資料センター」として、広く道民の便に供するため、永続的な管理・運営を切に要請する。</p>	<p>○ 道としては、本道における労働運動の歴史を道民に知っていただくとともに、後世にも伝えていくため、道経連、道労福協及び道労文協とも連携を図りながら、北海道労働資料センターの持続的な管理・運営を行ってまいります。(経済部労働政策局雇用労政課)</p>